



様式第4号（第7条関係）

令和2年1月11日

東かがわ市議会議長
橋本 守 様

氏名 工藤正和



行政視察等報告書

1	日 時	令和2年1月9日（木）～令和2年1月10日（金）	
2	参加者	田中貞男、大田稔子、工藤正和、朝川弘規、堤弘行 橋本守、中川利雄、	
3	研修目的等	内 容	研修場所
		地域コミュニティづくりについて	佐賀県佐賀市 R 2/1/9
		移住・定住促進対策事業について	熊本県天草市 R 2/1/10
4	地域コミュニティづくりについて 研修・調査内容	<p>佐賀市の概要 人 口 232,620人 世帯数 100,726世帯（2019年6月現在） 面 積 431.84km²</p> <p>佐賀市は佐賀県の南東部に位置する。市域は南北に長く、南側は有明海に面し、南東部は筑後川を挟んで福岡県大川市・柳川市に北東部でも脊振山地を境に福岡県福岡市・糸島市に接している。市民や地域が、それぞれの個性や魅力を発揮しながら市の将来像として掲げている「豊かな自然とこども笑顔が輝くまち さが」の実現を目指している。</p> <p>佐賀市の地域を取り巻く現状は、高度情報化、核家族化、過疎化、少子高齢化の進展により地域における人と人とのつながりが希薄になっており、地域組織機能が弱体化している。取組みとして、住民自ら地域の課題に向き合い、行政と連携して解決する仕組みを構築することにより、住民自身の手による地域の特性を活かしたまちづくりの推進と地域住民一人ひとりの協同体として、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会として、住民の信頼関係や共同意識を創出する。</p> <p>地域コミュニティづくりとして、平成26年4月にまちづくり自治基本条例の施行により自治の基本理念、まちづくりの基本原則（情報共有の原則・市民参加の原則・協働の原則）を明記し、住民自身及び住民と行政が連携して地域の諸課題に取り組むことが地域の維持・活性化につながるとしている。</p>	

5	<p>地域コミュニティづくりについて</p> <p>研修成果</p>	<p>佐賀市では、これからのまちづくりのあり方を「まちづくり自治基本条例」として策定（平成26年施行）し、住民に身近な行政は、基礎自治体が自主的に、総合的に広く担い、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組む必要があることを宣言している。この中で市民・市民活動団体・事業者と行政そして議会の役割など仕組みやルールを規定していて、これに則って、まちづくり協議会を核とした、地域コミュニティづくりが進められている。「まちづくり自治基本条例」では「市民は地域コミュニティ活動を行うよう努める」「行政は地域コミュニティ活動の支援に努める」との役割分担の意識改革も明確であり参考にしたいものである。</p> <p>「まちづくり協議会」を構成する既存団体等が連携を強化して、課題解決への「夢プラン」を作り実行しており、行政の支援として補助金の交付（主体的・効率的な運用のため一本化）を行っている。また、まちづくり協議会の協議の場にファシリテーターを配置しており、平成26年度からは、協働に関する専門の部署：協働推進課を新設し、運営している。協議会は、一部のメンバーで決めるのではなく、地域のより多くの人に関わる工夫をして、多様な主体の参加を促していること、校区在住職員の積極的な地域参加を促していることが、有効な取り組みと思えた。地域の自主的な取り組みを重視して、急がせない進め方を取っている。</p> <p>また、地域活動の課題を人材面・住民参加の面・運営の面から分析し、単位自治会や各種団体で行われている地域活動が、個別団体のみで解決することが難しい問題については、単位自治会の範囲を超えた地域コミュニティとしての取り組みが必要である事を根幹に、公民館事業委託を行政直営にかえしている。従来の公民館地域連絡協議会はまちづくり協議会として、今後の高齢者の生活支援・子どもの育成・防災・祭りなどの持続可能な地域自治に向け、地域と行政が連携し、より広範囲での「協働」のまちづくりを目指している。</p>
---	------------------------------------	---

<p>4</p>	<p>移住・定住促進 対策について</p> <p>研修・調査内容</p>	<p>天草市の概要</p> <p>人口 80,235人 世帯数 36,867世帯 (H31.3.31現在)</p> <p>面積 683.78km²</p> <p>平成18年3月27日に本渡市・牛深市と天草郡有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町・新和町・五和町・天草町および河浦町の2市8町が合併して発足した天草市は、熊本県天草地方の市で熊本県下では熊本市・八代市に次いで3番目の人口を擁する。また、本土(北海道・本州・四国・九州)と橋で繋がっている離島自治体の中では最も人口が多い。天草諸島のうち、下島の苓北町以外の区域、上島の上天草市以外の区域及び御所浦島等を行政区域としている。</p> <p>地形は、そのほとんどが山林で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や農地が展開し、市街地を結ぶように海岸線沿いに国・県道等が配置・整備されている。産業は温暖な気候を活かした農業や豊かな水産資源を活かした漁業を主として発展してきた。また、自然景観、南蛮文化やキリシタンの歴史など、多くの観光資源にも恵まれている。</p> <p>県庁所在地の熊本市からは、車で2時間ほどを要するが、産業の発展や地域間交流など、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点としてあらゆる分野において発展が期待されている地域である。</p> <p>天草市では第2次天草市総合計画(2019年3月策定)において、2022年の総人口の将来予測である約74,000人を76,000人とする目標を掲げている。移住・定住対策は「天草への新しいひとの流れをつくる」という基本目標の重要な柱となっている。これまでの取り組みにより、令和元年11月までに323世帯、621人の移住者実績となっている。この流れをさらに強固なものとし、活力ある持続可能な地域社会を維持していくためには、人口減少をこれまで以上に、緩やかにすることが求められており、さらなる移住・定住人口の拡大に向けた施策の方向性や関係部署それぞれが役割を認識し、一体となった移住・定住促進施策の取組みを明確にするため、天草市移住・定住促進計画を策定している。</p> <p>地域資源を活用して新たな産業を起こすためには、市外の住民の視点やアイデアが重要であるという観点から、市外で起業している人材を誘致するための起業家移住支援事業、市内の中小企業等が経営上必要とする人材を誘致するためのUIターン者マッチング事業など、産業振興策としての移住者支援が充実している。加えて、専業農家を育成する新規就農者支援事業のほか、兼業農家を希望している移住者に対するIJU者就農支援事業など、就農を希望する移住者に対して、それぞれのニーズに合わせたきめ細かい支援を行っている。</p>
----------	--	---

<p>5</p>	<p>移住・定住促進 対策について</p> <p>研修成果</p>	<p>移住定住促進計画では、「市外在住者が定住を目的として、生活拠点を移動させること」を移住・定住とし、人口減少対策のうち、主に転入者を増やすための移住・定住促進施策に力を注いでいる。また、転出者の抑制や出生者の増加、長寿の支援を図るための施策については、天草市の魅力を増大させ、転入者を拡大するための施策と大きく関連していることから、総合戦略に基づく各施策と連携して推進している。また、移住者を移住定住コーディネーターとして雇用しており、みずからの経験を生かして、移住希望者及び移住者からの相談に対応したり、移住者交流会を開催している。本市も移住・定住施策は充実しているが、改めて東かがわ市の魅力を増大させ、転入者の拡大を図るため、移住相談会への参加等の取り組みを検討する上で参考となる内容でした。</p> <p>住宅支援策は、空き家バンク登録物件に3年以上居住する意思がある移住者に対し、空き家の改修や家財道具の処分などに要する経費を補助する空き家活用事業を実施しており、空き家対策としても有効な施策となっている。なお、固定資産税の納税通知書に、空き家活用事業を含め、空き家バンク登録を促す案内を同封したところ問い合わせが殺到し登録件数が一気に増えたということである。</p> <p>農地の権利取得に関する課題として空き家等の所有者には空き家等とともに、農地も売却したい意向があるが、農地の権利取得にあたっては、一定の要件を満たし、農業委員会の許可（農地法第3条）を受ける必要があり、この許可要件のうち、下限面積要件については、現在、40aとされているため、新規就農を検討する移住希望者にとっては躊躇する要因の一つになっている。その対策として令和2年度から、農地の権利取得にあたっての農業委員会の許可要件のうち、下限面積要件について、現在の40a（4,000㎡）から空き家等に付随する場合は1a（100㎡）になり、農地の権利取得に係る下限面積要件の緩和が図れることとなった。これは天草市だけでなく、本市でも適用されるとの事であった。</p>
----------	---------------------------------------	--